

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年 6月10日

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社（ 1 ）

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation（ 1 ）

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 田 孝（ 1 ）

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号（ 1 ）

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表取締役副社長執行役員 森 本 武 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号

【電話番号】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
大阪(06)4803-6161(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表取締役副社長執行役員 森 本 武 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 10,008,266,977円（ 2 ）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

- 1 会社名、英訳名、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所は、本届出書提出日現在において未確定であるため、各々の予定を記載しております。
- 2 届出の対象とした募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年 3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	32,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングス株式会社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(以下「サノヤス・ヒシノ明昌」という。)の発行済株式総数(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立会社(持株会社)となるサノヤスホールディングス株式会社(以下「サノヤスホールディングス」という。)が交付する新株式数は変動する可能性があります。

2 普通株式は、サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年5月9日の取締役会決議(株式移転計画の承認)、平成23年5月20日の取締役会(株式移転計画の定時株主総会への付議)及び平成23年6月28日開催予定のサノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。

3 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。

(注) 1 普通株式は、サノヤスホールディングス成立の日の前日のサノヤス・ヒシノ明昌の最終の株主名簿に記録された株主に、サノヤス・ヒシノ明昌の普通株式1株に対して1株の割合で割当交付されます。本新規発行は組織再編に伴うものであるため、発行価額はありますが、サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)は10,008,266,977円となります。

2 サノヤスホールディングスは、大阪証券取引所への上場申請手続(大阪証券取引所有価証券上場規則第2条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場により平成23年10月3日に大阪証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併によって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る。)について、同規定に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。(大阪証券取引所株券上場審査基準第4条第3項)

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社設立の目的

サノヤス・ヒシノ明昌は船舶事業と陸上事業をコア事業として、本年4月に創業百周年を迎えました。これからの創業第2世紀において持続的発展、企業価値の向上を図るためには、各事業がサノヤス・ヒシノ明昌本体と子会社・関連会社（以下「子会社等」と言います。）に分かれた組織体制を一新して、連結経営のレベルアップを図ることが必要と判断しました。そこで、今般、持株会社を設立し、その傘下に4つの事業グループを設定、個別事業ごとに分社した各事業会社と既存の子会社等を同列に配置した組織に再編することとしました。

具体的には、次のような狙いを実現しようとするものです。

(1) 連結経営のレベルアップ

当社グループの陸上事業は、本体事業よりも連結子会社事業の比重が高くなっています。こうした実情に対応して、連結経営をレベルアップすることが必要と判断しました。まず、事業グループとして、造船、陸上、レジャー、サービス事業の4つを設定し、そこに、本体の各事業を分社した会社と、既存の子会社等を配置します。これらの事業会社は、持株会社の下で対等な関係に置かれ、それぞれの事業に最適なビジネスモデルを構築、洗練し、独立採算による責任権限の明確化・意思決定の迅速化と、事業特性に応じたリスク管理力の強化を図ります。持株会社には、各事業グループを担当する役員を置き、事業グループ内における会社間の商品サービスのクロスセル等、シナジー効果の創出によって、事業グループ全体、ひいては当社グループ全体の収益力の強化を図ります。

(2) 持株会社によるグループ経営管理の均質化とガバナンスの徹底

持株会社に期待される役割は、本体から分かれた事業会社と既存の子会社等に対する経営管理を均質化すると同時に、各事業会社の経営意思決定に関するガバナンスを徹底することであり、これによって、連結経営の基盤を築くことができると考えます。

(3) M&Aを含めた新規事業展開への戦略的対応

当社グループ内での事業展開強化拡充に加え、M&Aを含めた新規事業展開を図ります。持株会社傘下での分社体制は、こうした外部成長の機会を捉え、既存事業とのシナジー効果を図りながら新規事業や新規に取得した企業をグループ内に早期定着させるのに最適の組織形態であり、戦略的な備えを行うものです。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要(予定)

(1) 名称	サノヤスホールディングス株式会社
(2) 所在地	大阪市北区中之島三丁目3番23号
(3) 代表者及び役員 就任予定者	代表取締役会長 落合 諒 代表取締役社長 上田 孝 取締役 森本 武彦 取締役 中道 保信 取締役 竹原 久雄 取締役 浅間 成人 取締役 白神 敬治 取締役 大屋 雄次 取締役 悦勝 三次 取締役 篠原 照夫 取締役 北川 治 監査役 荻野 繁之 監査役 桐野 恭至 監査役 森 薫生() 監査役 平野 豊三郎() () 監査役 森 薫生ならびに平野 豊三郎は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(5) 資本金	2,538,000,000円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

提出会社の企業集団の概要

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月3日時点では、以下のとおりとなる予定です。

サノヤス・ヒシノ明昌は、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たるサノヤスホールディングスを設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	大阪市北区	2,538	船舶の建造及び 修繕、駐車装置、 建設機械、遊戯 機械の製造販売	100.0	役員の兼任 有(予定)
山田工業株式会社	大阪市中央区	250	空調・給排水・ 環境工事の設計 及び施工	100.0 (100.0)	役員の兼任 有(予定) 設備工事の発注、建物の賃貸 (予定)
ケーエス・サノヤス株式会社	兵庫県三田市	180	自動車部品・建 築部品の製造	99.7 (99.7)	役員の兼任 有(予定)
株式会社サノテック	大阪市住之江区	80	ソフトウェアの 開発及び計算・ 情報処理業務の 受託	100.0 (100.0)	役員の兼任 有(予定) 電算業務の委託(予定)
明昌ネットワーク株式会社	大阪市住之江区	80	遊園地・ゲーム コーナーの経営 及び管理の受託	100.0 (100.0)	役員の兼任 有(予定) 遊園地運営委託(予定)
加藤精機株式会社	大阪府豊中市	64	機械・機械部品 の製造及び修理	60.0 (60.0)	役員の兼任 無(予定)
みづほ工業株式会社	大阪市西成区	60	化粧品・医薬品 製造用の乳化装 置及び攪拌機等 の製造	100.0 (100.0)	役員の兼任 無(予定)
サノヤス・エンジニアリング 株式会社	大阪市住之江区	30	建設業、人材派 遣業、駐車装置 製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 有(予定)

(注) 1 サノヤス・ヒシノ明昌は特定子会社に該当する予定です。

2 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合であります。

3 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、サノヤス・ヒシノ明昌です。

4 執行役員は役員に含めております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、サノヤス・ヒシノ明昌はサノヤスホールディングスの完全子会社となる予定です。前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任の関係

サノヤスホールディングスの取締役及び監査役は、サノヤス・ヒシノ明昌及び当社グループ各社の取締役および監査役を兼任する予定です。前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

サノヤスホールディングスの完全子会社であるサノヤス・ヒシノ明昌と関係会社の取引関係は、前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転は、サノヤス・ヒシノ明昌による単独株式移転であるため、これに係わる契約はありません。なお、サノヤス・ヒシノ明昌の取締役会が決定した株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)の内容は、次のとおりであります。

株式移転計画書

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「サノヤスホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「サノヤスホールディングス株式会社」とし、英文では「Sanoyas Holdings Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、大阪市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「サノヤスホールディングス株式会社定款」記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役の氏名は以下のとおりとする。

落合 諒

上田 孝

森本 武彦

中道 保信

竹原 久雄

浅間 成人

白神 敬治

大屋 雄次

悦勝 三次

篠原 照夫

北川 治

2. 乙の設立時監査役の氏名は以下のとおりとする。

荻野 繁之

桐野 恭至

森 薫生

平野 豊三郎

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日における甲の最終の株主名簿に記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の設立時における資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額

2,538,000,000円

(2) 資本準備金の額

1,110,552,853円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) 資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) 利益剰余金の額

0円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成23年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所への上場を予定する。

2. 乙の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

第9条（買収防衛策の継続）

乙は、乙の取締役会の承認を条件として、乙の成立の日時点で甲において導入されている大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を承継する。但し、その有効期限は、乙の成立後最初の定時株主総会終結のときまでとする。

第10条（本株式移転の条件変更及び中止）

本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成23年 5 月 9 日

甲：大阪市北区中之島三丁目 3 番23号
株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表取締役社長 上田 孝

(別紙)

サノヤスホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、サノヤスホールディングス株式会社と称し、英文では、Sanoyas Holdings Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業
 - (1) 船舶
 - (2) 船用諸機械
 - (3) 駐車装置
 - (4) タンク類およびその他の鉄鋼構造物
 - (5) 土木建設機械機器
 - (6) 遊戯機械設備
 - (7) 産業用機械
 - (8) 自動車用機器
 - (9) その他機械器具装置
2. 建築ならびに土木の設計、監督および請負に関する事業
3. 一般鉄工業
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守および保全ならびに土地の造成に関する事業
5. 遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の管理運営に関する事業
6. 空調設備、給排水設備、環境衛生施設の設計および施工に関する事業
7. コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守管理ならびに情報の処理および提供に関する事業
8. 警備業
9. 保険代理業
10. 労働者派遣に関する事業
11. 海運業
12. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式および株主の権利行使に関する取扱ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役12名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第23条 当会社に監査役3名以上を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役の選定)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第28条 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第33条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会においても決定することができる。

前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第34条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。

前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

附則

第1条 第29条の規定にかかわらず第1期の事業年度は、平成23年10月3日から平成24年3月31日までとする。

第2条 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額225百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額45百万円以内とする。

第3条 附則第1条ないし第3条は当社の成立後最初の定時株主総会終結の時まで有効とし、同定時株主総会終結の時をもって削るものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

	サノヤスホールディングス株式会社 (完全親会社)	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注)本株式移転に伴い、サノヤス・ヒシノ明昌の普通株式1株に対して新たに設立するサノヤスホールディングスの普通株式1株を割当交付いたします。

2. 株式移転比率の算定根拠

(1) 本株式移転におきましては、サノヤス・ヒシノ明昌単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時のサノヤス・ヒシノ明昌の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有するサノヤス・ヒシノ明昌普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

(2) 第三者による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 買取請求権の行使の方法について

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌へ通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2. 議決権行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。議決権の行使を委任したい場合には、株主総会毎に作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面をサノヤス・ヒシノ明昌に提出の上、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、株主総会参考書類に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、サノヤス・ヒシノ明昌に平成23年6月27日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンから、議決権行使サイト〔<http://www.webdk.net>〕にアクセスし、サノヤス・ヒシノ明昌が株主に送付する議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード、パスワードを用い、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、平成23年6月27日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといえます。

3. 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行されるサノヤスホールディングスの株式は、サノヤスホールディングス成立の日の前日のサノヤス・ヒシノ明昌の最終の株主名簿に記録されたサノヤス・ヒシノ明昌の株主に割り当てられます。サノヤス・ヒシノ明昌の株主は、自己のサノヤス・ヒシノ明昌の株式が記録されている振替口座に、サノヤスホールディングスの株式が記録されることにより、特段の手続を経ることなくサノヤスホールディングスの株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類及びサノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容を記載した書面を、サノヤス・ヒシノ明昌の本店において平成23年6月14日より備え置くこととされており、

株式移転計画は、平成23年5月9日開催のサノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において決定されたものであり、その内容は「3.組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定めるサノヤスホールディングスの資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

サノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面はこれらの事業が生じたときに追加的に備え置かれるものであり、当該事象を記載したものです。

これらの書類は、サノヤス・ヒシノ明昌の営業時間内にサノヤス・ヒシノ明昌の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成23年3月31日(木) 定時株主総会基準日

平成23年5月9日(月) 株式移転取締役会決議

平成23年6月28日(火) 予定 株式移転承認時株主総会

平成23年9月28日(水) 予定 サノヤス・ヒシノ明昌上場廃止日

平成23年10月3日(月) 予定 サノヤスホールディングス設立登記日(効力発生日)

平成23年10月3日(月) 予定 サノヤスホールディングス株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

サノヤスホールディングスは、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務諸表はありませんが、組織再編成対象会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらサノヤス・ヒシノ明昌の経営指標は、サノヤスホールディングスの経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	55,495	61,790	68,595	71,137	91,892
経常利益	(百万円)	1,004	1,347	2,438	1,225	5,310
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	2,309	1,035	892	286	2,984
純資産額	(百万円)	7,929	12,201	12,023	10,376	13,609
総資産額	(百万円)	64,979	78,015	77,479	83,940	85,733
1株当たり純資産額	(円)	277.37	348.07	341.20	291.59	393.73
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	80.78	35.79	27.38	8.80	91.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.2	14.5	14.3	11.3	15.0
自己資本利益率	(%)	-	10.7	7.9	-	26.7
株価収益率	(倍)	-	16.7	11.5	-	4.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,626	13,244	7,236	12,639	5,563
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,887	894	4,720	3,380	2,259
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,449	584	2,351	2,912	7,135
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	3,550	15,315	15,481	21,828	32,278
従業員数	(名)	1,179	1,165	1,148	1,144	1,120
(外、平均臨時雇用者数)		(441)	(447)	(361)	(347)	(291)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第80期及び第83期は当期純損失が計上されているので、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については記載しておりません。

4 純資産額の算定にあたり、第81期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

平成23年5月9日 サノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において、サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転による持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年6月28日 サノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会において、サノヤス・ヒシノ明昌が単独株式移転による方法でサノヤスホールディングスを設立し、サノヤス・ヒシノ明昌がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年10月3日 サノヤス・ヒシノ明昌が株式移転の方法によるサノヤスホールディングスを設立（予定）
サノヤスホールディングス普通株式を大阪証券取引所（市場第一部）に上場（予定）

なお、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の沿革につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

3【事業の内容】

サノヤスホールディングスは、持株会社としてグループ各社の経営管理及びそれに附随する業務を行う予定です。

また、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌及びその関係会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は次のとおりです。（平成22年3月31日現在）

サノヤス・ヒシノ明昌の企業集団は、サノヤス・ヒシノ明昌及び子会社15社で構成され、船舶部門と陸上部門を主な内容としております。

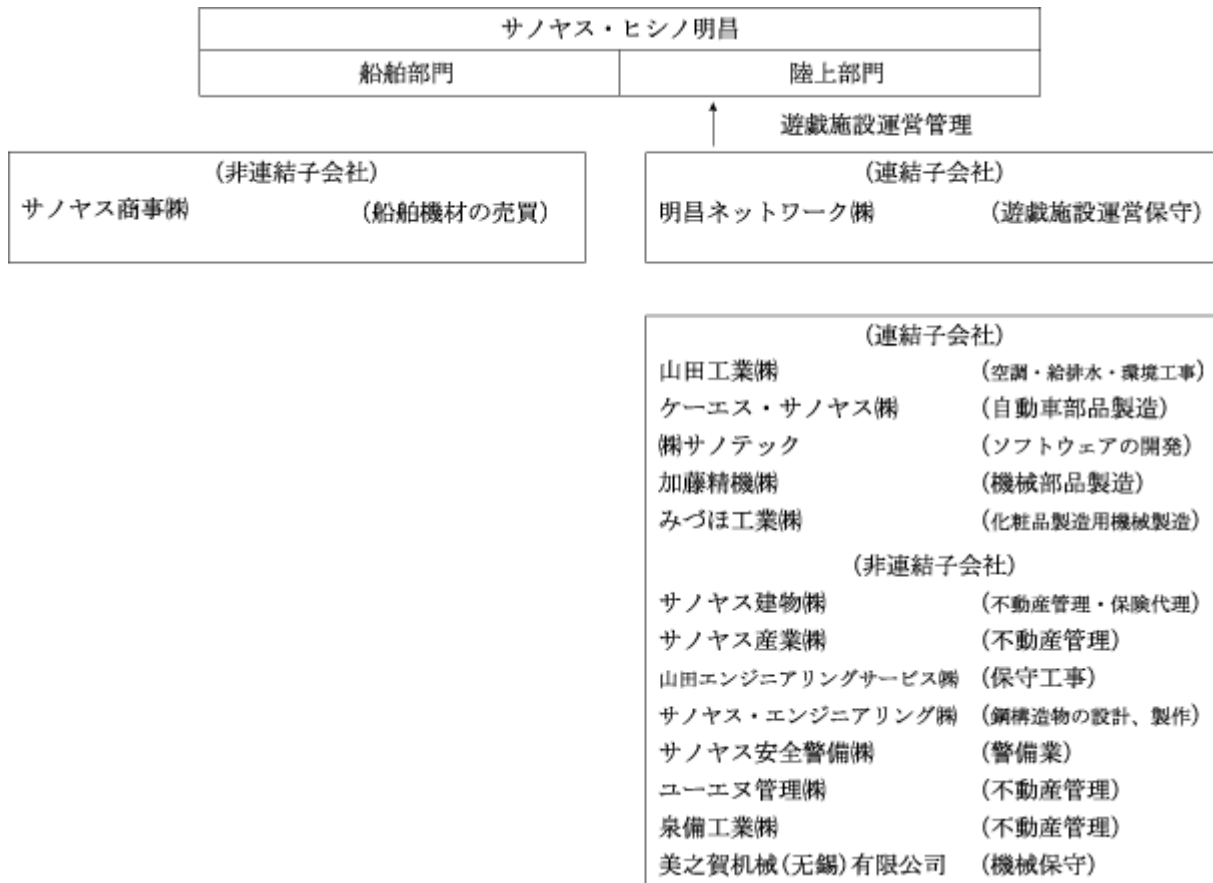
当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりです。

- (1) 船舶部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が、新造船・修繕船を手掛ける他、サノヤス商事株式会社が、スクラップ販売を受け持っております。
- (2) 陸上部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が、鋼構造物・立体駐車装置・建設機械・遊園機械を製造する他、サノヤス・ヒシノ明昌運営の遊園地を明昌ネットワーク株式会社が管理しております。又、株式会社サノテック、サノヤス産業株式会社、サノヤス建物株式会社、サノヤス・エンジニアリング株式会社及びサノヤス安全警備株式会社は、各々ソフトウェア開発、不動産管理、保険代理、設計エンジニアリング及び警備保障によりサノヤス・ヒシノ明昌と関わっております。山田工業株式会社、ケーエス・サノヤス株式会社及び加藤精機株式会社は、各々独立して、空調・給排水・環境工事業と自動車部品製造業、機械部品の製造業を営んでおり、山田エンジニアリングサービス株式会社は、山田工業株式会社が請負った工事の保守、ユーエヌ管理株式会社は、加藤精機株式会社の不動産管理を営んでおります。

又、みづほ工業株式会社は、主に化粧品製造用機械の製造業を営んでおります。

尚、上記の説明は、後記の「事業の種類別セグメント情報」での区分と同一であります。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

（1）当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、未定であります。

（2）連結会社の状況

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
船舶部門	501
陸上部門	579 (291)
全社（共通）	40
合計	1,120 (291)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しております。

（3）労働組合の状況

当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌には、日本基幹産業労働組合連合会に加盟する労働組合があります。一方、連結子会社の中では加藤精機(株)及びケーエス・サノヤス(株)には従業員組合があり、それぞれ会社と組合との関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の業績等の概要につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の生産、受注及び販売の状況につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の対応すべき課題につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

4【事業等のリスク】

サノヤスホールディングスは本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりサノヤス・ヒシノ明昌の完全親会社となるため、サノヤスホールディングスの設立後は本届出書提出日現在におけるサノヤス・ヒシノ明昌の事業等のリスクがサノヤスホールディングスの事業等のリスクとなりうるものが想定されます。サノヤス・ヒシノ明昌の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本届出書提出日においてサノヤス・ヒシノ明昌が判断したものであります。

(1) 経済状況、事業環境について

船舶部門においては、世界経済の動向に伴う海上荷物の需要変動及びここ数年の大量の新造船建造により海運市況の低迷が続いており、新造船受注量及び受注価格の両面において大きな影響を受けています。また、中国・韓国の造船所における設備増強に伴う建造能力の増大も造船業界に一層の競争激化をもたらすものと思われれます。一方、環境と安全に関する国際的な規制強化は逐次行われ、より省エネ化した船舶の設計、製造が必要になってくるものと予想されます。

陸機部門及びその他の部門においては海外並びに国内経済の動向に影響されるとともに、立体駐車装置、建設機械、空調工事等はマンション建設他建設需要の動向の影響を受けます。レジャー事業は消費者ニーズ、消費動向に加え天候要因にも影響されます。陸機部門及びその他の部門においても海外への輸出に注力しており、現地での需要動向や法規制等の変更により業績への影響を受ける可能性があります。

(2) 外国為替相場の変動について

船舶部門において売上の大半を占める新造船が海外向け輸出の比率が高く、円建て契約もあるものの、外貨建て契約が存在し、また中間資材の輸入等もあり、外国為替相場の変動により、売上、損益とも影響を受けることとなります。陸機部門及びその他の部門においても輸出入があり、外国為替相場の変動により当該部門の業績が影響を受ける可能性があります。

(3) 金利の変動について

今後金利が上昇した場合、当社グループの有利子負債の支払利息が増加し金融収支が悪化する可能性があります。

(4) 投資有価証券について

今後株式市場が大幅に変動した場合、当社グループが保有する投資有価証券の多くが取引先の上場株式であり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原材料及び資材価格について

いわゆるBRICS諸国の経済成長に伴い、鉄、非鉄金属、石油等の原材料の値上がりが激しく、連れて造船用厚板を始め当社グループの調達資材価格が上昇し、受注生産を中心とする当社グループの事業特性からコストアップ要因として働き業績に影響を与える可能性があります。また、東日本大震災に伴う生産活動の低下に伴う資材調達の遅れから業績に影響を与える可能性があります。

(6) 製品の保証について

当社グループでは、品質管理基準に従って製品の製造並びに据付工事及びメンテナンス等を行っておりますが、当社グループ負担の保証工事や製造物賠償責任等に伴うコスト発生から、保険等でカバーできず、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、豪州観覧車については、平成21年3月期決算以降数次にわたり保証工事引当金を計上しております。これは、ホイール部分を取り外して改めて作り直すなどのために保証工事が長期にわたっていることから、決算ごとにその時点での設計変更や追加工事などの金額を合理的に見積り、引当計上しているためであります。今後、保証工事を進めていく過程でさらに設計変更や追加工事など想定外の事態が生じた場合には保証工事引当金を追加計上する可能性があります。また、発注主から損害賠償請求等が発生する可能性があります。

(7) 法的規制、会計基準について

当社グループは、国内外で、わが国並びに各々での各種法令、許認可や規制の遵守のもとに事業を遂行し、会計基準に則り会計処理を行っておりますが、法令の改廃や、法的規制が設けられたり、また税効果会計や減損会計を適用しているため将来の予想数値の変更等があった場合並びに会計基準が変更される場合等には当社グループの貸借対照表、損益計算書に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 環境保全について

社会の要請である環境保全については、グループ全体で真摯に取り組んでおりますが、不測の事態等によりコストの発生が業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害及び事故について

当社グループは火災、地震、台風等の各種災害に対し、損害の発生及び拡大を最小限に止めるべく防波堤の構築やシステム機器の分散設置等を講じておりますが、それらの災害により当社グループの活動が影響を受けることがあります。また、工場及び工事現場並びに事業現場における安全管理には組織的に万全を期しているが、万一事故が起きた場合には損害額、賠償額が保険等で十分カバーされず当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟等について

当社グループの事業に関連して、当社グループが当事者となることのある訴訟その他法的手続きに係る決定等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

サノヤスホールディングスを株式移転設立完全親会社とし、サノヤス・ヒシノ明昌を株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の経営上の重要な契約等については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の研究開発活動につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの株式の総数、発行済株式は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングスにおける標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	32,600,000	-	-

(注) 1 サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式数32,600,000株(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

2 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増減額 (円)	資本準備金残高 (円)
平成23年 10月3日	32,600,000	32,600,000	2,538,000,000	2,538,000,000	1,110,552,853	1,110,552,853

(注) サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式総数32,600,000株(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	23	138	56	1	2,695	2,924	-
所有株式数(単元)	-	68,733	13,334	119,665	29,299	300	94,624	325,955	4,500
所有株式数の割合(%)	-	21.09	4.09	36.71	8.99	0.09	29.03	100.00	-

(注) 自己株式22,125株は、「個人その他」に221単元、「単元未満株式の状況」に25株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年9月30日現在の発行済株式数についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,573,400	325,734	-
単元未満株式	普通株式 4,400	-	-
発行済株式総数	32,600,000	-	-
総株主の議決権	-	325,734	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、サノヤス・ヒシノ明昌所有の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

サノヤスホールディングスは本株式移転によって設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月3日時点において、サノヤスホールディングスの自己株式を保有しておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

サノヤスホールディングスは、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応し安定した配当を維持・継続することを基本指針とする予定であります。

サノヤスホールディングスの剰余金の配当は、期末配当の年一回を基本方針とする予定であります。配当の決定機関は、株主総会とします。

サノヤスホールディングスは会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定める予定であります。

4【株価の推移】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、株価の推移はありませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の株価の推移は以下のとおりであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	655	1,115	458	468	424
最低(円)	380	270	100	181	192

(注) 株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

回次	平成22年11月	12月	平成23年1月	2月	3月	4月
最高(円)	231	255	288	373	389	328
最低(円)	192	218	235	271	216	282

(注) 株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員 の 状況】

就任予定役員 の 状況 は 以下 の と お り で あ り ま す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
代表取締役 会長		落合 諒	昭和22年 9月19日生	昭和45年4月 佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 平成12年4月 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成12年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成13年4月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成15年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成16年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務取締役水島製造所長 平成17年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務取締役水島製造所長兼建機事業本部担当 平成19年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役副社長執行役員社長補佐[船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当] 平成20年11月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役副社長執行役員社長補佐[船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当]兼大阪南支社長 平成21年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) サノヤス建物株式会社 代表取締役社長	(注)2	(1) 13,692株 (2) 13,692株
代表取締役 社長		上田 孝	昭和27年 7月25日生	平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 平成17年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 平成18年4月 同行常務執行役員 平成19年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 平成20年5月 サノヤス・ヒシノ明昌入社副社長執行役員 平成20年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成21年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役社長(現任)	(注)2	(1) 25,167株 (2) 25,167株
取締役		森本 武彦	昭和22年 9月11日生	平成6年9月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)審査第一部長 平成8年4月 サノヤス・ヒシノ明昌入社レジャー事業本部本部長補佐 平成9年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役レジャー事業本部副本部長 平成12年4月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役レジャー事業本部副本部長 平成13年4月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役レジャー事業本部長 平成14年6月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役経理部担当 平成17年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務取締役経理部担当兼パーキングシステム・エンジ事業本部担当 平成19年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員経理部担当 平成21年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役副社長執行役員社長補佐[経理部担当](現任)	(注)2	(1) 6,509株 (2) 6,509株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
取締役		中道 保信	昭和24年 11月6日生	平成11年1月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)お客様サービス推進室長 平成13年4月 サノヤス・ヒシノ明昌入社顧問レジャー事業本部副本部長 平成13年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役レジャー事業本部副本部長 平成14年6月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役レジャー事業本部部長 平成19年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当 平成20年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当兼新規事業室長 平成21年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼レジャー事業本部担当兼新規事業室担当兼大阪南支社長兼新規事業室長 平成22年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員企画部(事業開発室・関連事業企画室)担当兼陸上営業本部(レジャー営業部)担当 平成23年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員陸上営業本部(レジャー営業)担当(現任)	(注)2	(1) 9,887株 (2) 9,887株
取締役		竹原 久雄	昭和23年 4月12日生	平成4年4月 住友重機械工業株式会社船舶鉄構事業本部営業本部官公庁船営業グループ部長 平成15年4月 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社マリンエンジニアリング部長 平成15年11月 サノヤス・ヒシノ明昌入社船舶鉄構事業本部船舶事業部新造船営業部長 平成16年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役船舶鉄構事業本部船舶事業部長兼新造船営業部長 平成17年6月 サノヤス・ヒシノ明昌常務取締役船舶鉄構事業本部副本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長 平成19年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長兼東京支社長 平成20年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼東京支社長 平成22年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員船舶営業本部長兼東京支社長(現任)	(注)2	(1) 15,232株 (2) 15,232株
取締役		浅間 成人	昭和25年 3月26日生	昭和48年4月 佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 平成14年2月 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所大阪工作部長 平成17年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役水島製造所副所長兼大阪工作部長 平成19年6月 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員水島製造所長 平成21年6月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員水島製造所長 平成22年4月 サノヤス・ヒシノ明昌代表取締役専務執行役員水島製造所長兼施設部担当(現任)	(注)2	(1) 5,953株 (2) 5,953株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
取締役		白神 敬治	昭和25年 3月31日生	昭和48年4月 平成12年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年7月 平成19年6月 平成22年4月	佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 サノヤス・ヒシノ明昌資材部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役資材部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役レジャー事業本部副本部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役レジャー事業本部副本部長兼レジャー事業本部管理部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員レジャー事業本部長兼レジャー事業本部管理部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員社長補佐(現任)	(注)2	(1) 4,165株 (2) 4,165株
取締役		大屋 雄次	昭和23年 9月17日生	昭和49年1月 平成11年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年4月	佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 サノヤス・ヒシノ明昌総務部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役総務部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員総務部担当兼内部統制推進室担当 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員総務人事部担当兼内部統制推進室担当(現任)	(注)2	(1) 13,279株 (2) 13,279株
取締役		悦勝 三次	昭和23年 12月7日生	昭和46年4月 平成11年7月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年6月 平成22年4月	佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所設計室造船設計部長 サノヤス・ヒシノ明昌船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 サノヤス・ヒシノ明昌常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員船舶営業本部副本部長兼船舶営業開発室長(現任)	(注)2	(1) 8,839株 (2) 8,839株
取締役		篠原 照夫	昭和24年 10月13日生	昭和48年4月 平成11年4月 平成15年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年4月	佐野安船渠株式会社(現サノヤス・ヒシノ明昌)入社 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所管理部長 サノヤス・ヒシノ明昌企画室長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役企画室長 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員業務企画部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員業務企画部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役常務執行役員企画部長(現任)	(注)2	(1) 5,536株 (2) 5,536株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
取締役		北川 治	昭和33年 4月8日生	昭和56年4月 平成17年6月 平成18年10月 平成19年4月 平成22年4月 平成23年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 同行ときわ台法人営業部長 同行企業情報部上席推進役 同行企業情報部部長 サノヤス・ヒシノ明昌入社 経理部理事兼企画部理事 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員経理部副担当兼 企画部経営戦略室長（現任）	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株
監査役		荻野 繁之	昭和20年 6月18日生	昭和45年4月 平成元年4月 平成7年10月 平成13年4月 平成14年6月 平成16年6月	佐野安船渠株式会社（現サノヤス・ヒシノ明昌）入社 サノヤス・ヒシノ明昌船舶統轄本部船舶基本設計部部長 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所設計室副室長 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所副所長兼設計室副室長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役水島製造所副所長兼設計室副室長 同社常勤監査役（現任）	(注) 3	(1) 11,509株 (2) 11,509株
監査役		桐野 恭至	昭和25年 12月17日生	昭和48年4月 平成11年4月 平成12年4月 平成15年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年4月	佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所工作部部長 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所工作部部長 サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所管理部長 サノヤス・ヒシノ明昌取締役水島製造所副所長兼管理部長 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員水島製造所副所長兼大阪工作部部長 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員水島製造所副所長（現任）	(注) 3	(1) 6,120株 (2) 6,120株
監査役		森 薫生	昭和29年 9月26日生	昭和57年4月 昭和63年1月 平成11年4月 平成17年4月 平成17年6月	弁護士登録（現在に至る） 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） サノヤス・ヒシノ明昌仮監査役 サノヤス・ヒシノ明昌監査役（現任） （重要な兼職の状況） 高麗橋中央法律事務所所長 関西スーパーマーケット株式会社社外監査役	(注) 3	(1) 4,090株 (2) 4,090株
監査役		平野 豊三郎	昭和23年 4月25日生	平成12年6月 平成14年12月 平成17年6月 平成18年6月	株式会社三井住友銀行常任監査役 同行監査役、株式会社三井住友ファイナンシャルグループ常任監査役 三井住友銀リース株式会社（現三井住友ファイナンス&リース株式会社）常任監査役 サノヤス・ヒシノ明昌社外監査役（現任）	(注) 3	(1) 17,659株 (2) 17,659株
計							147,637株

(注) 1 監査役 森 薫生、同 平野豊三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 取締役の任期は、サノヤスホールディングス設立の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査役の任期は、サノヤスホールディングス設立の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

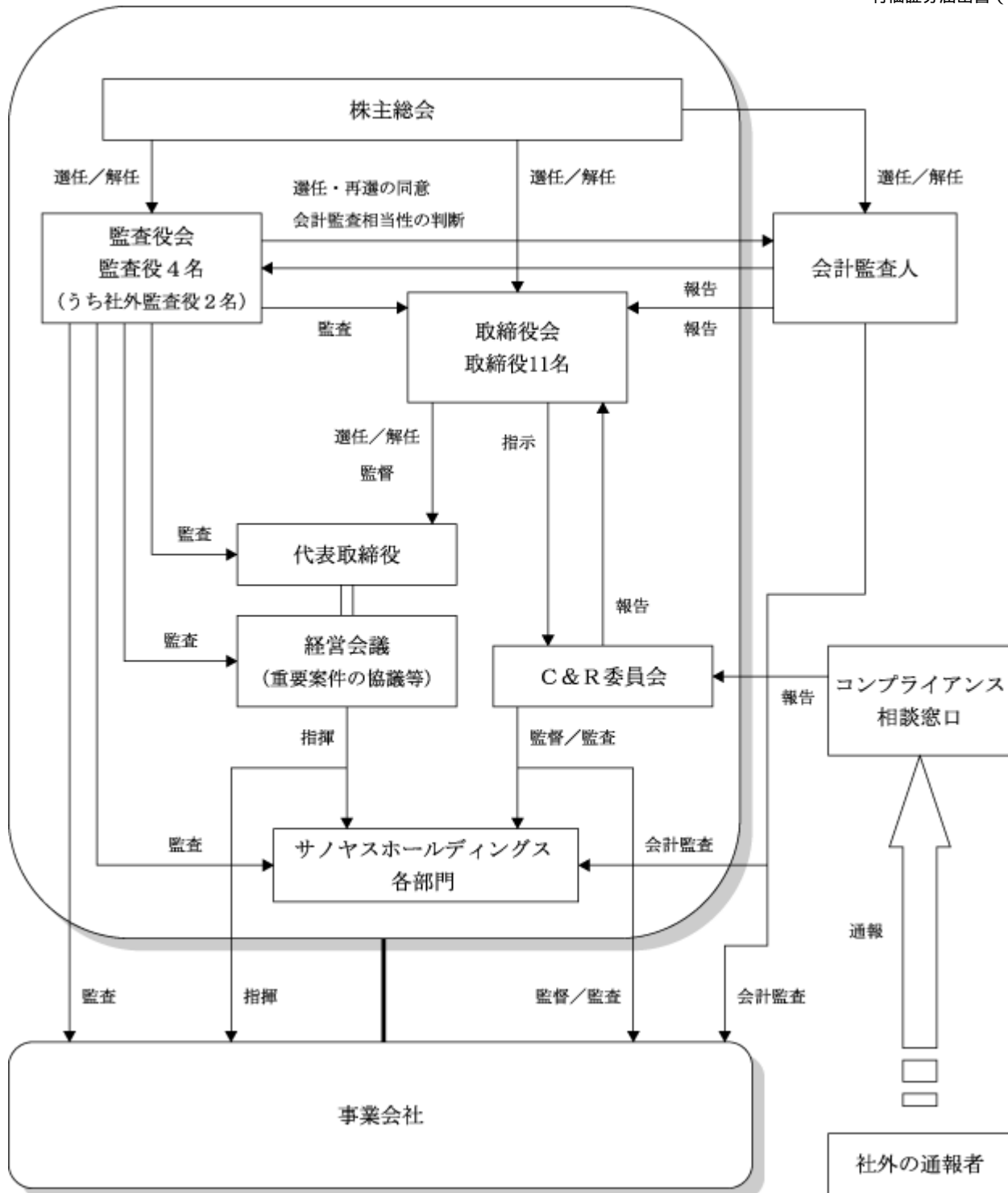
サノヤスホールディングスは、社会の構成員として企業経営の透明性、公正性を十分に認識し実践するとともに、激変する経営環境のもとで着実な利益による成長を通じて企業価値を高めていくことが企業経営の使命であると考えます。コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたっては、経営上の組織体制や仕組みを整備し、法令順守のもとに迅速且つ柔軟に必要な施策を実施することが最も重要と考えております。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

サノヤスホールディングスにおける企業統治の体制は、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名の監査役により監査役会を構成します。12名の取締役による取締役会は、代表取締役会長が議長を務め、取締役並びに監査役が参加して毎月定例的に開催し、活発な議論のうえ意思決定を行う予定であります。この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築するとともに、役割と責任を明確化して、コーポレート・ガバナンスの充実とそれぞれの機能強化を図ります。さらに代表取締役会長と執行役員によって構成する経営会議を原則毎月1回以上定例的に開催し、経営戦略の策定や事業推進の是非等について十分協議する予定であります。また、業務の適法性と効率性を確保する経営管理を目的として、社内規程に基づきサノヤスホールディングス及び事業会社を含めたグループ全体の内部統制システムを整備するとともに、内部統制推進室を設置して当該システムの実効性・妥当性の監査を行う予定であります。

サノヤスホールディングスおよび事業会社を含めたコーポレート・ガバナンスの体制を模式図で示すと下記の通りとなる予定であります。



ロ 企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況

a 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムに関する基本方針を取締役会決議により制定し、更に「サノヤスグループ企業倫理行動規範」並びに「倫理・法令遵守規定」その他の規程を設けるとともに、法令遵守とリスク管理を管掌するC&R委員会を設置し、加えて内部通報制度を制定する予定であります。また、独立した内部監査部門として内部統制推進室を設けて、サノヤスホールディングス及びサノヤスホールディングスが議決権の過半数を有する会社、その他経営を支配している会社（以下「事業会社」という）の社会的責任を追究する企業統治の確立とともに、サノヤスホールディングス及び事業会社の管理・監督下で事業活動に従事する役員、社員、出向社員、嘱託社員、派遣社員等すべての人員の職務の執行が倫理・法令に適合することを確保し、その法的安全を守るべく体制を整備し管理・運用してまいります。

財務報告に係る内部統制については「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、適正な財務報告作成のため、内部統制推進室による業務手順のモニタリングを定例的に実施し、財務報告委員会において有効性の評価及び重要な欠陥の有無の判断を実施し内部統制報告書を作成して取締役会及び監査役会に報告する体制とする予定であります。

b リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の整備については、サノヤスホールディングス及び事業会社横断的な組織としてC&R委員会を設置して、各事業会社でリスクの抽出と評価を行い、必要な回避策や低減策を講じるとともに、内部監査においてもその妥当性の確認を行うことを定期的に行うする確かなリスクマネジメントの強化に取り組む予定であります。市場リスク（資金の運用・調達に係る金利変動リスク、外貨建て資産・負債保有に係る為替変動リスク及び保有株式の価格変動リスク）については「市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」を定め、更に、事業遂行並びに自然災害、事故等に伴う人的、物的、その他の経営資源損失及び社会的信用失墜の危険（以下「リスク」という）に係る管理体制を整備するとともに、リスクが顕在化した際の対応手順を規定し、当社グループの事業運営の安定化及び効率化に資することを目的とした「リスク管理規程」を定めて運営していく予定であります。

c 責任限定契約の内容

サノヤスホールディングスは、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる額の合計とする予定であります。

内部監査、監査役監査及び会計監査（以下「監査部門」という）

サノヤスホールディングスは内部監査部門として、グループ全体を監査する独立組織である内部統制推進室を設置し、取締役1名が当該部門を管掌し、監督します。内部統制推進室は専任者を置き、業務執行の管理、監督、指導を行うとともに全社のコンプライアンスにつきチェックを行います。また、財務報告に係る内部統制の事務局として財務報告の適正性確保の為にモニタリング、報告書作成を行います。

サノヤスホールディングスの監査役会は、独立役員である社外監査役2名を含む4名で構成され、毎月開催する規程を置き、監査に関する重要な事項について報告、協議及び決議を行うほか、監査役選任議案の協議を行います。各監査役は取締役の職務執行、意思決定及び内部統制システムの整備状況を監査するため、取締役会に出席し、意見を陳述するとともに経営会議資料及び稟議規程に基づき決裁された稟議書を閲覧し、監査役監査基準に則り独立性の保持に努めるとともに常に公正不偏の立場を保持し監査を行います。なお、社外監査役1名は金融機関での業務経験が豊富であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役は、会計監査人と会計上及び内部統制に関する諸問題に関し、原則年4回の打合せを含め、会計監査人による実査に立ち会うほか、必要に応じ随時情報の交換を行い、会計監査人に個別テーマ毎に相談あるいは委嘱し相互に連携を高める予定であります。

監査役は、内部監査部門である内部統制推進室と財務報告に係る内部統制報告制度の内部監査に関し年10回以上の打合せを含め、業務手順の検証に立ち会うほか、必要に応じ随時情報の交換を行い、内部監査部門に個別テーマ毎に相談あるいは委嘱し相互に連携を高める予定であります。

監査部門は、会計上及び内部統制に関する諸問題に関し、証憑書類の確認等の業務手順の検証及び実査、決算に関する監査を通じ、決算・財務報告に係る業務プロセスほか各業務プロセス及びIT統制の面から内部統制部門を指導・監督します。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の選任状況

社外取締役は選任いたしません。社外監査役は2名であります。森 薫生氏は弁護士として企業法務に精通しているうえ監査業務経験も豊富であり、業務執行の適正監査を行う能力、識見を有しています。なお、サノヤス・ヒシノ明昌株式を4,090株保有しております。平野豊三郎氏は金融業務並びに監査業務に精通しており客観的な立場から適切な監査を行う能力、識見を有しています。なお、サノヤス・ヒシノ明昌株式を17,659株保有しております。両者ともサノヤスホールディングスあるいはサノヤスホールディングス経営陣と事業上あるいは個人的な特別利害関係を有していない独立役員であります。

サノヤスホールディングスは取締役会の活性化を図るとともにコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と、「業務執行機能」とを分離した執行役員制度を導入し、取締役の監督機能の強化を図ります。また、客観性及び中立性を確保した社外からの経営監視という観点から、企業法務、監査業務に精通した独立役員である社外監査役2名を選任し4名の監査役による監査を実施する体制としますので、当該体制にて実効性ある経営監視機能が十分期待できると判断し、社外取締役は選任しない予定であります。

ロ 社外監査役と監査部門との連携状況

社外監査役2名は毎月開催される監査役会に出席し、監査に関する重要な事項について報告、協議及び決議を行います。社外監査役は取締役の職務執行、意思決定及び内部統制システムの整備状況を監査するため取締役会に出席し意見を陳述するとともに必要に応じ社内資料の査閲や実査を行い、監査役監査基準に則り独立性の保持に努めるとともに常に公正不偏の立場を保持し監査を行います。

また、社外監査役は内部監査部門である内部統制推進室と必要に応じ財務報告に係る内部統制報告制度の内部監査に関し打合せを行うとともに、業務手順の検証に立ち合います。

社外監査役は会計監査人と会計上及び内部統制に関する諸問題に関し原則年4回の打合せを含め、必要に応じて会計監査人による実査に立ち合うほか情報の交換を行い会計監査人に個別テーマ毎に相談あるいは委嘱し相互に連携を高める予定であります。

ハ 社外監査役と内部統制部門の関係

社外監査役は、会計上及び内部統制に関する諸問題に関し、業務手順の検証及び実査に立ち合い、決算に伴う監査、証憑書類の確認等を通じ、決算・財務報告に係る業務プロセスほか各業務プロセス及びIT統制の面から内部統制部門を指導・監督します。

二 役員報酬の内容

サノヤスホールディングスの成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額225百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額45百万円以内とする予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【その他重要な報酬の内容】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

【監査報酬の決定方針】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において未定であります。

なお、サノヤスホールディングスの完全子会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の監査報酬の内容等については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

第5【経理の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の経理の状況については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

サノヤスホールディングスの株式事務の概要は以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取・買増	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合には日本経済新聞に掲載してこれを行います。
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式買増請求をする権利

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・買増を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

サノヤスホールディングスには、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

1【組織再編成対象会社が提出した書類】

(1)有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第84期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 近畿財務局長に提出。
(2)内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第84期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 近畿財務局長に提出。
(3)四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第85期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月9日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月8日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月7日 近畿財務局長に提出。
(4)臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		平成22年6月30日 近畿財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書		平成22年7月29日 近畿財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起又は解決)、第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書の規定に基づく臨時報告書		平成23年3月4日 近畿財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書		平成23年3月17日 近畿財務局長に提出。
	企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書		平成23年4月28日 近畿財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の決定)の規定に基づく臨時報告書		平成23年5月9日 近畿財務局長に提出。

(5)臨時報告書の訂正報告書	上記	臨時報告書の訂正報告書	平成23年3月17日 近畿財務局長に提出。
	上記	臨時報告書の訂正報告書	平成23年5月26日 近畿財務局長に提出。
(6)四半期報告書の 訂正報告書及び確認書	事業年度 (第85期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成23年5月12日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成23年5月12日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年5月12日 近畿財務局長に提出。

2【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌本社

(大阪市北区中之島三丁目3番23号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サノヤス・ヒシノ明昌共栄会	大阪市北区中之島3丁目3番23号	2,300	7.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,145	6.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	1,425	4.37
ストラクス株式会社	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号	1,402	4.30
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	1,123	3.44
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,000	3.06
住石マテリアルズ株式会社	東京都港区新橋6丁目16番12号	920	2.82
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	857	2.63
住友金属工業株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	844	2.59
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	650	1.99
計		12,667	38.85

(注) 上記株主のうち、サノヤス・ヒシノ明昌共栄会はサノヤス・ヒシノ明昌の取引会社で構成する持株会であります。

<当期連結財務諸表に対する監査報告書>

サノヤスホールディングスは、株式移転の方法により平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

サノヤスホールディングスは、株式移転の方法により平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。